

役員報酬の支給額算定要領

(理事の報酬)

第1条 理事の報酬は、役員報酬規則第3条第1項の定めに基づき、別表1・別表2・別表3のとおり決定する。ただし、別表3は、常勤の理事に限る。

(監事の報酬)

第2条 監事の報酬は、役員報酬規則第3条第2項の定めに基づき、別表1・別表2のとおり決定する。

(改廃)

第3条 この要領の改廃は、理事に関する事項については理事会の決議により、監事に関する事項については監事の協議による。

附 則

平成25年9月6日決議同日施行

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月23日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この要領の別表1は、平成26年度の支給から適用する。

2 この要領の別表1に「研修委員長」とあるは、本協会に研修部が設置されたときから「研修部長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月26日から施行する。

別表 1 (固定報酬年額)

役職名	固定報酬年額	摘要
理事長	200万円以内	非常勤役員
副理事長	140万円以内	非常勤役員
常任理事	120万円以内	非常勤役員
事務所長	80万円以内	非常勤役員
副事務所長	50万円以内	非常勤役員
委員会委員長	30万円以内とし、理事報酬に加算する。	非常勤役員
理事	20万円以内	非常勤役員
理事(常勤)	360万円 (基本給は役員報酬年額の12分の1)	常勤役員
監事	30万円以内	非常勤役員

別表 2 (日当報酬)(単位：円)

区分	記事	金額	備考
日当	全日	15,000	宿泊を伴う場合は10,000円加算
日当	半日	10,000	宿泊を伴う場合は10,000円加算
日当	2時間未満	5,000	
時間手当	1時間ごとに	1,500	運用による。

(運用)

時間手当は会議出席するとき、又は協会業務のため出張したときは、目的地までの所要時間が往復1時間以上2時間未満は1,500円、2時間以上3時間未満は3,000円、3時間以上については前記に準じて支払う。ただし、宿泊を伴う場合を除く。

別表3 (特別手当・退職手当)

区 分	支給基準	支 給 日	備 考
特別手当	年2回(6月・12月)支給。6月支給は、基本給に100分の220、12月支給は、基本給に100分の230を乗じた額	6月支給は6月20日、12月支給は12月10日	
退職手当	退職時の基本給に勤続年数を乗じた金額。ただし、勤務年数には10%を加算	退職後、1か月以内	死亡退職は、本人の遺族に支給